

会 議 録

会議の名称	令和7年第2回定例会 和泉市例規等審査委員会
開催日時	令和7年6月4日(水)午後1時30分から午後2時30分まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	【例規等審査委員会委員】 (委員長)吉田副市長 (委 員)森吉副市長、並木参与、前田市長公室長、土本総務部長、山崎環境産業部長、西川福祉部長、東教育・こども部長、門林政策企画室長、山口人事課長、左海財政課長 【事務局職員】 (総務管財室)古川室長、高垣課長、中川総括主幹、澤田総括主査、松阪主任、横尾主事 【担当課職員】 (生涯学習推進室)辻教育次長、前田室長、橋本課長、和田総括主幹、松下総括主査、河野主事
会議の議題	1 審査案件 (1)和泉市立青少年の家条例の一部改正 2 報告案件 (1)和泉市税条例の一部改正 (2)和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 (3)和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 (4)和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
会議の要旨	・令和7年第2回定例会に提案する条例案について審査を行った。 ・令和7年第2回定例会に提案する条例案で、輕易なものについて報告を行った。
会議録の作成方法	☐全文記録 ☒要点記録
記録内容の確認方法	☐会議の議長の確認を得ている ☐出席した委員全員の確認を得ている ☒その他(退職した委員を除き委員の確認を得ている)
その他の必要事項	会議非公開

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)	
吉田委員長	1 審査案件 (1)和泉市立青少年の家条例の一部改正 担当課から、条例案について補足説明があればお願いする。
生涯学習推進室	施設面については、これまでの青少年の育成という社会教育施設という要素の一部を残しつつ、生涯学習のレクリエーション活動という要素を大きく含め入れ、施設運営はこれまでとは大きく変更し、市民の学びと癒しの場としていきたいと考える。 第1に、多くの市民や市内の団体に愛され親しまれ、存分に利用いただける施設として、第2は、槇尾山施福寺、ダイヤモンドトレール等と連動して、より一層の来訪促進に寄与できる施設にしていきたいと考える。 このような下で料金や利用概要について、利用料金制の導入や部屋貸し等についても新たに導入するものである。 旅館や温浴という業的な要素が大きく加わることから、職員だけで料金や内容を考えることなく、民間の関連する事業者様のアドバイスを頂きながら何度も検討を繰り返して、今回の条例内容を検討した。 なお、今回お示ししている条文中、備考について、「市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人以外の者」が利用する場合、基本料金の2倍の額とするとしているが、この文章であれば、市内団体が利用する場合も、2倍の額の利用料金を支払っていただく必要があるため、市民団体の利用に関しては2倍の額にならないよう、文言修正を行うこととしているため、了承いただきたい。
吉田委員長	それでは、総務管財室からの確認事項をお願いする。
総務管財室	今回、この条例改正に当たって、総務管財室から7点確認をさせていただいた。 1点目、南部地域のにぎわい創出及び人々の交流促進に関する機能の追加を行うということであるが、生涯学習推進室において当該施設を所管し続ける理由について尋ねた。市民の生涯学習活動を推進する施設機能に加え、南部地域での交流の場を通じて様々な人と交流する機会が増えることにより、新たな学びの場を提供できると考えていると回答があった。 2点目、当初の案では今議会において名称変更以外の改正を行い、公募を行った上で追って名称変更の改正を行う方針だったが、今議会において名称変更を行うべきではないか、と質問し、今議会において、名称を「和泉市立槇尾山研修保養センター」に改めると回答があった。

	3点目、その回答を受けて、「保養」は職員の福利厚生のための研修・宿泊施設のような印象を与えかねず、また設置目的ともリンクしないと思われると質問した。その結果、名称を「和泉市立槇尾山学びと癒しの館」に改めるとともに、設置目的の規定に癒しの場の提供という文言を追加するという回答があった。 4点目、テント施設の利用時間が午後4時から翌日午前10時までとなっているが、テントを張る時間を考慮すると、始期が遅いように思われる、と質問し、利用時間の区分を午前10時から翌日午前10時に改めると回答があった。 5点目、研修室、多目的ホールの利用区分を午前12時から午後4時までと午後4時から午後10時までの2区分とするとのことであったが、時間貸しにすべきではないかと質問し、用途が研修等であり、長時間になることも想定されないため、時間貸しに改めると回答があった。 6点目、居室の利用や貸切利用については、額が高額となるため、キャンセル料に関する規定を定める必要はないかと質問し、指定管理者が市長の承認を得た上で定める額により、キャンセル料を徴収できるよう、第14条に規定を新設すると回答があった。 7点目、料金の改正を行っているが、料金設定の考え方について質問し、近隣や他市の施設との乖離が生じない形で設定を行っているという回答があった。
吉田委員長	今確認事項の説明があったが、これらを踏まえて質問等はあるか。
東委員	2点ある。1点目は条例第2条と別表の表現に関して、第2条第2号に「宿泊施設(居室及びテント施設)」と規定されているが、別表第1は、「野外活動施設」として「テント施設及び野外炊飯施設」となっており、「野外活動施設」に合わせる方がよいと考える。 次に、第2条第3号に「入浴施設の提供」と規定されているが、別表第2では「日帰り入浴施設」と規定されており、表現が微妙に違うので、合わせた方がよいと考える。 2点目は別表第1にサウナ施設や多目的ホールという表現が出ているが、それを条例第2条に入れなくてよいのか伺いたい。
生涯学習推進室	テント施設と野外活動施設の文言の違いであるが、野外活動施設に統一するよう改めたい。 第2条第3号の入浴施設の提供について日帰りを入れるか、別表と本文のどちらを消すかについては、総務管財室と調整し、文言の修正を行いたい。 第2条におけるサウナ施設、研修室、多目的ホールの位置づけについて、サウナ施設は入浴施設に包含され则认为している。研修室及び多目的ホールについては、研修室に文言を加えるかについても、利用の区分も加味し、総務管財室と調整したい。
吉田委員長	別表の表現について意見があったが、同じような質問はないか。

東委員	通常であれば条例の一部改正になると思うが、廃止して新規に制定するか、全部改正するという手法もある。今回の青少年の家のリニューアルは、地方創生の交付金事業を利用して事業展開していくと認識しており、当該交付金は、改修事業は対象にならず、新規事業が交付金の対象事業になると認識している。それを踏まえて、条例の一部改正で良いのか確認させていただきたい。
門林委員	交付金の手続上、例規の改正手法に関して決められているものはないと思われる。今回、大規模なリニューアルをし、新しい観光的な要素も含めた施設として再整備するという内容であり、廃止制定まではしなくても良いが、条の改正も多いので、全部改正でよいと考える。
生涯学習推進室	場所も変わらないということもあり、中身を見れば、大幅な改修という形に見えるため、一部改正としていたが、ご指摘を受けて全部改正としたい。
門林室長	条例第1条で、改正前は社会教育施設という文言があり、今回生涯学習という文言に変わっているが、この施設の性質や根拠、位置付けはどうなるのか。 もう1点、交付金の申請では青少年の家を大幅にリニューアルし、多くの世代が集まる新たな観光施設として再整備するとしているが、整合性は取れているか。
生涯学習推進室	社会教育施設から生涯学習施設に表記を変更したが、社会教育機能をすべてなくすのではなく、その部分を残しつつサービスをより拡大させるものと考えており、社会教育施設という位置付けはなくならないと考えている。観光の部分に関しても、特に問題ないと考えている。端的にいうと、生涯学習のレクリエーション活動施設という位置づけと考える。
吉田委員長	引き続き生涯学習推進室で所管するか、ということにも関わる。
総務管財室	生涯学習推進室の所管外に見えるような目的を追加するが、生涯学習推進室で所管し続ける理由があるか、と質問し、学びの場の提供になるという回答があり、一定理解はしている。
吉田委員長	そういうことも含めて、今の内容でよろしいか。
生涯学習推進室	そうである。

門林委員	次に14条であるが、キャンセル料を定める理由を確認したい。
生涯学習推進室	キャンセル料の取扱いについて、今まではバーベキュー施設を使う場合は、当日お金を払うというものであったため、キャンセル料という概念がなかった。しかし、今回の施設の予約に関しては、団体予約などで利用料金が高額となることもあり、急なキャンセルが発生した場合に、指定管理者に不利益が生じないようにキャンセル料を条例で制定した。
門林委員	キャンセル料は市の条例で、今までなかったと認識している。先ほど、指定管理者の不利益とならないよう料金を徴収するとあったが、このキャンセル料の徴収根拠は何か。例えば地方自治法上は使用料や手数料、分担金があるが、これはどのような性質のものか。旅行約款であるなど、どのような整理をされているのか確認したい。
総務管財室	キャンセル料は債務の不履行に対する賠償金に当たると考えている。民法420条に債務不履行の賠償額の予定額を決められるという規定がある。また、地方自治法14条で市民の権利を制限し、又は義務を課す場合には条例で定めること、とされている。そのため、今回キャンセル料を定めるのであれば、個々の条例で率も含めて定める必要があるため、規定されたと理解している。後は、宿泊約款の話が出たが、今回その率、何日前であれば何割という率を規則で定めるが、この率については、宿泊約款等に特に上限の率の定めがなく、あくまで社会通念上、妥当な率を定めないとはいえないものと考えている。 他市でも、このような形でキャンセル料を徴収している自治体があり、その率と比較しても、特別高いという訳ではないため、妥当な率であると考えている。
吉田委員長	予約のタイミングやお金を払う時期とその事務のフロー、キャンセル料も債権債務の話が絡んでくると思うがどのような支払の方法になるのか。
生涯学習推進室	実際、指定管理者が決定してから、実際の徴収方法について協議したいと考えており、現在のところ細かく設計している部分はない。
前田委員	キャンセル料の前に利用料金の還付の条があり、利用料金は前納し、還付しないのが原則となっている。重ねてキャンセル料があるということは、利用料金の還付もしないし、損害賠償も求めるのかと、違和感を持った。 先ほど、賠償金との説明があったが、そのように扱うのであれば利用者が指定管理者に対して債務を負い、不履行があった場合には賠償するものと整理する必要があると考える。いつまでであればいくら還付するという規定にすると、利用料としていた

	だくことになるため、損害賠償と還付という二段構えの整理が適切か疑問に感じる。
総務管財室	前納した後で取り消した場合に、前納分も返さず別途賠償義務も負うかのように読めるため、文言を改めるよう調整する。
山崎委員	当日払いの場合でも、本来債権はその申込みで発生しており、その回収時期だけの話であるから、還付する、しないで整理が付くと考えられるのではないかな。
門林委員	キャンセル料について、今回初めての規定であったので、そもそも何に当たるかということを質問した。利用料金なのか、使用料なのかなどが整理されていれば支障はないと考える。
吉田委員長	様々ご意見をいただいたが、生涯学習推進室としてはどのように考えているか。
生涯学習推進室	今すぐ答えが出るものではないが、運用に関しても含めて、どのような文言、整理がよいか早急に総務管財室と調整しながら、整理していきたいと考える。
門林委員	今後、愛称を募集する予定と聞いている。青少年の家は、以前指定管理者がネーミングライツをしていたと思う。生涯学習センターや弥生の風ホールも対象となっており、本施設もネーミングライツの対象としていくのか。
生涯学習推進室	本施設に関して、愛称を募集するのは市民の皆様にあ着を持っていただける施設としていきたい、という思いが非常に強いためである。ネーミングライツについては、手法が正しいか、適切かを含めて関係課等と調整したい。
門林委員	例えば、弥生の風ホールであれば、ネーミングを変えず、「〇〇弥生の風ホール」や「弥生の風ホール〇〇」となると思うが、総合スポーツセンターであれば、「関西トランスウェイスportsスタジアム」に大きく変わった。このように、核となるところを変えないネーミングライツを行う可能性はあるか。
生涯学習推進室	愛称に対してさらにネーミングライツをつけることは、手法的に可能と思うが、愛称募集をした名前を打ち消すような名前にならないかが気になる。 今後、名前が決定した上で、ネーミングライツがふさわしいかどうかも含めて、関係課等と調整したい。
森吉委員	愛称を募集する目的と、ネーミングライツを募集する目的は全然違うと思う。なぜ愛

門林委員	称募集しようとしているのかを考えたときに、ネーミングライツは必要ではない、とならないか危惧している。 例えば、弥生の風ホールでもネーミングライツを募集しているが、「〇〇弥生の風ホール」とする方法も考えられないことはない。指定管理者が、ネーミングライツをしたということになれば、可能性はある。
吉田委員長	名称について率直に言うともうあまりしっくりこない、と思った。生涯学習推進室は当初「研修保養センター」と提案したが、指摘を受け変えた。またそれも指摘を受けて変更し、現在の名称になっている。もう少し検討が必要だと思う。 森吉委員からも指摘があったように、名称は大事である。どのように考えているのか。指摘を受けたら、その都度変えているのを見ると、考え方が曖昧ではないか、という印象を受けた。ネーミングライツの件も含めてもう1回考え直してもらえるか。
森吉委員	この施設に関しては市長の思い入れが非常に強い。 条例上の名称というのは非常に大事であり、重たいものである。今後の愛称は別としても、市長はこれを知っているのか。
生涯学習推進室	名称については、愛称募集をして、施設の名前を決めていきたいと考えている。しかし、今回の条例を改正するに当たって、当初から名前をつけておくべきということで、急遽名前を付けた。その中で、市長に対しても、この名称について、細かい打ち合わせ、調整ができていない。新たな名称については、市長の思いも確認し、決定していきたいと考える。
吉田委員長	次回提案までに決めるということか。しっくりこないと思うのは、「癒し」という言葉のところである。名称について研究していただきたい。
山崎委員	この施設は団体でのみ申し込めるものと思っていたが、どこかのタイミングで又は今回変えられたか。泊まるにしても10人以上などが要件としてあったと思う。
生涯学習推進室	本施設については、要綱で10人以上の宿泊に限っていたが、今回の条例改正において、2人以上の部屋貸しを行えるように改めた。
山崎委員	個人の家族旅行や夫婦等でも受入れる前提で、いわゆる民間にあるような宿泊施設をイメージして条例を整備されていると思う。民間の予約サイトを活用し、一般利用を募るというような公共施設も見受けられる。先ほど、キャンセル料の話があったと思う

	が、あらゆるサイトを活用してお客さんと呼び込もうと思うのであれば、条例を作っていく中で、使用料や現金の取扱い、キャッシュレス決済、キャンセル料等、あらゆることに対応できるような条例にしていいただきたい。指定管理者が決まってから、この決済システムを使おうと思ったが条例と合わない、等のないようにしていいただきたい。
西川委員	別表2に貸切とあるが、16時から翌朝10時までとなっている。2日間貸し切りたい、午前中貸し切りたいというときは、貸切ではなく、別表1の料金表を適用するということか。
生涯学習推進室	貸切に関しては、宿泊を想定しており、居室を昼間貸し切って使うことはあまりないと想定している。昼間に使う場合は、研修室や多目的室の利用が一般的と考えているため、どうしても使いたいのであれば、別に料金を払う必要があると考える。
吉田委員長	宿泊を前提としての利用料なのか。別個に利用料が発生するように一見見えるが、今挙がっている指摘は、先ほど回答があったように、宿泊客が利用する場合の料金ということか。宿泊客ではなく、例えばサウナだけ入る人は、別の料金表があるということか。
生涯学習推進室	サウナの利用に関しては、別表3に利用料金の設定を設けている。 宿泊に関しては、網羅できてないところが確認できたので、そこを含めて、再度早急に検討したい。
土本委員	新たな施設は、設置目的に「生涯学習を推進するとともに、南部地域のにぎわい創出」という中身が付加されるため、設置目的や条文全体を端的に言い表すタイトルとして、「青少年の家」はふさわしくない。例えば、市長が今の名前に思い入れがあるから、名称変更しないよう意見があったとしても、生涯学習推進室として、それは違うと伝えてほしい。 約30年前に例規審査を担当しており、青少年の家の横に平成5年11月に森林浴コースをオープンしている。そのときに、青少年の家の附帯施設であるということで、青少年の家条例を改正し、槇尾山森林浴コースを加えた。その時に議員から、社会教育法の青少年の健全育成が目的となっているが、森林浴コースは市民一般に使われる施設であり、中身と条文の整合性がとれていないという意見があり、結果的に平成6年6月議会で、条例を分けて今の形となった。名前とその中身はしっかりと合わせてほしい、そう思って市長と話し合ってほしい。
生涯学習推進室	我々も交付金の関係もあり、青少年の家という名前をそのまま残すことはない。

吉田委員長	名前によっては、内容と整合性が出てこない場合もあり、内容を踏まえた名称を検討していただきたい。
並木委員	説明資料の(3)事業料金の考え方について、現行の使用料では運営が厳しいため、金額設定を倍にする、という記載があるが、金額の根拠として他施設等の情報を収集し、比較したとか受益者負担の観点から、総合して考えた上で、結果的にもとの使用料の倍になった、というのが通常の考えと思う。 他の施設も情報収集しているのであれば、資料や根拠を教えてください。
生涯学習推進室	今回の料金改定については、公の施設では「大阪市立信太山青少年野外活動センター」や近隣の民間施設を見学し、料金を調査した。その中で、適正な金額を考えた結果、倍の2,000円ぐらいが適当である、という結論に至ったものである。
並木委員	今回、使用料から利用料金制に移行し、指定管理者のノウハウを生かして集客アップや施設の活性化を図っていくと理解している。 実際の金額について、現時点で想定できる運営経費、設定している利用料金の料金収入、指定管理料は、どれぐらいの想定か。
生涯学習推進室	運営経費は試算中であり、一番ネックになっているのは、光熱水費である。新たな施設を設置するに当たり、光熱水費の試算を建築住宅室と調整したが、試算が難しいと回答があった。その中で、光熱水費について精算制を導入したいと考えている。光熱水費の指定管理料が少なすぎると、指定管理者の負担が大きくなるし、多過ぎると何もせずに指定管理者が儲かってしまうため、精算制を財政課とも調整している。 全体の指定管理料に関しては、近年の物価高騰等があるため、この過去5年間で見ると、1.7%程度の増加が見込まれ、5,000万円ぐらいの金額が指定管理料として妥当だと考えている。
並木委員	同じような施設もなく、単純に比較して、この金額が妥当というのも難しいというのもあり、運営経費や利用料金収入を見込むのも非常に難しいところではある。 整備の補正予算も6億5,000万円で挙がっている中で条例改正するもので、説明責任を果たす上で、しっかりと整理をお願いしたい。 整備するからには、多くの利用者に使っていただき、施設の活性化を図るのが目的だと思う。目的を達成できるよう、仕様書や最低基準を定めて、事業者選定に当たっていただきたい。

吉田委員長	附帯施設が別途料金になると、総額が高くなってしまう。結局使っていただかないと意味がないので、設定根拠を聞いているが、近隣施設との乖離だけが出てきて、違和感を持っていると思う。近隣施設について説明があったが、それらを近隣施設と言えるのか。料金の根拠については、それ以外にも考慮した点があるということか。料金を倍にしても売り上げは倍にはならない。
前田委員	過去に公共施設の料金見直しを行った際、青少年の家は、指定管理者が年間に夜間管理する日があまりない、夏場にキャンプに来たときは夜誰かいないといけなが、それ以外での宿泊はほぼなく、夜間管理する人件費がかからないと試算していると聞いたことがある。先ほど伺ったように、予約があって1人、2人でも泊まりに来ると、夜間管理する必要があり、365日、夜に2人ほどいなければならない施設になる。 今後調整されるときに、経営の健全化や、運営上料金を上げたという以前の問題として、指定管理料が相当高まると見ている。さらに、宿泊者が少なければ、より一層赤字が増えることにもなり、その辺も頭に入れながら、調整した方がよいと思う。
吉田委員長	そういうことも含めて、全部整理されているということか。
生涯学習推進室	たくさんご指摘をいただいた。当然考えている部分と網羅できてなかった部分があり、議会までに試算をし、報告できるようにしたい。
吉田委員長	以上で、論点が出尽くした。条例提案までにぜひ対応していただきたい。 検討内容について、再度例規等審査委員会で議論するのか、書面審議とするのかについては検討していただいた内容による、という理解だが、それでよろしいか。 これで議案についての議論は終了したい。
吉田委員長	2 報告案件 それでは引き続き、レジユメに記載の報告案件について、総務管財室から補足等あれば、説明願う。
総務管財室	今回この審査案件以外の報告案件としては4件ある。資料は議事録に付けており、報告案件概要のところに載せている。この資料以外で総務管財室から補足をしておくべき点は特段ない。
吉田委員長	全ての案件が終了したため、これで例規等審査委員会を終了する。

以上

○ その後の対応

例規等審査委員会における各委員の指摘を踏まえ、生涯学習推進室において条例案の修正を行った。

基本的には各委員の指摘どおりの修正であったこと及び各委員の日程調整が困難なことから、再度例規等審査委員会を開催(招集)せずグループウェア上にて報告を行い、意見等があれば回答する方式とした。

(修正箇所は、資料 1-2～資料 1-4 のとおり)

【委員からの意見内容】

別表2を見ると、本文第12条を見ないと何の料金か分からないのが気になった。

例えば「宿泊利用」の部分を「全居室及び多目的室貸切の宿泊利用」等にとすると分かりやすいのではないか。

【生涯学習推進室の回答】

指摘を受け、「全ての居室及び多目的室貸切の宿泊利用」を追記した。

以上